



1 背景と目的

全国的に高齢化が進展するとともに、世帯の核家族化が進行し、地域のつながりが希薄になる中、家族や地域とのつながりが薄れた高齢者が増加しており、こうした高齢者の多くは、日常生活や将来の介護に不安を抱いています。

高齢者を取り巻く状況の変化は、福岡市においても例外ではなく、高齢化が進み、特に、単身高齢者や高齢夫婦のみ世帯、要介護・要支援の高齢者等が増加しており、近所付き合いが少ないと感じたり、孤立死への不安を感じる高齢者が増加しています。しかし、一方で、介護が必要になっても在宅での生活を希望する高齢者も多いことから、見守りや生活支援サービス※が付いた高齢者向け住宅の供給や、高齢者が現に居住する住宅のバリアフリー※化等が必要ですが、十分に対応できているとは言えない状況です。

これらの状況に対応するため、福岡市では、住宅関連施策と福祉関連施策の一体的な取組みを総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者の居住の安定を確保し、安心して暮らせる社会を実現することを目的として、2013 年 1 月に「福岡市高齢者居住安定確保計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定いたしました。

そして、本計画に基づき高齢者の居住の安定確保に係る施策に取り組んでいるところですが、全国的な高齢化の一層の進展を受けて、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正（2016 年 8 月施行）され、福岡県では 2018 年 3 月に「福岡県高齢者居住安定確保計画」が改定されました。

また、福岡市においては、2016 年 5 月に将来の高齢化・人口減少を踏まえた住宅政策の総合的・体系的な指針である「福岡市住生活基本計画」を策定し、2016 年 6 月には保健福祉行政のマスタープランである「福岡市保健福祉総合計画」を改定いたしました。

これらのことから、高齢者の住まいを取り巻く環境の変化に的確に対応し、上位計画や関連計画との相互連携がとれるよう、本計画を改定します。

【生活支援サービス】介護保険の円滑な実施を促進するために設けられた、在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町村が行う保健福祉サービスのひとつ。

【バリアフリー】高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。



2 計画の位置付け

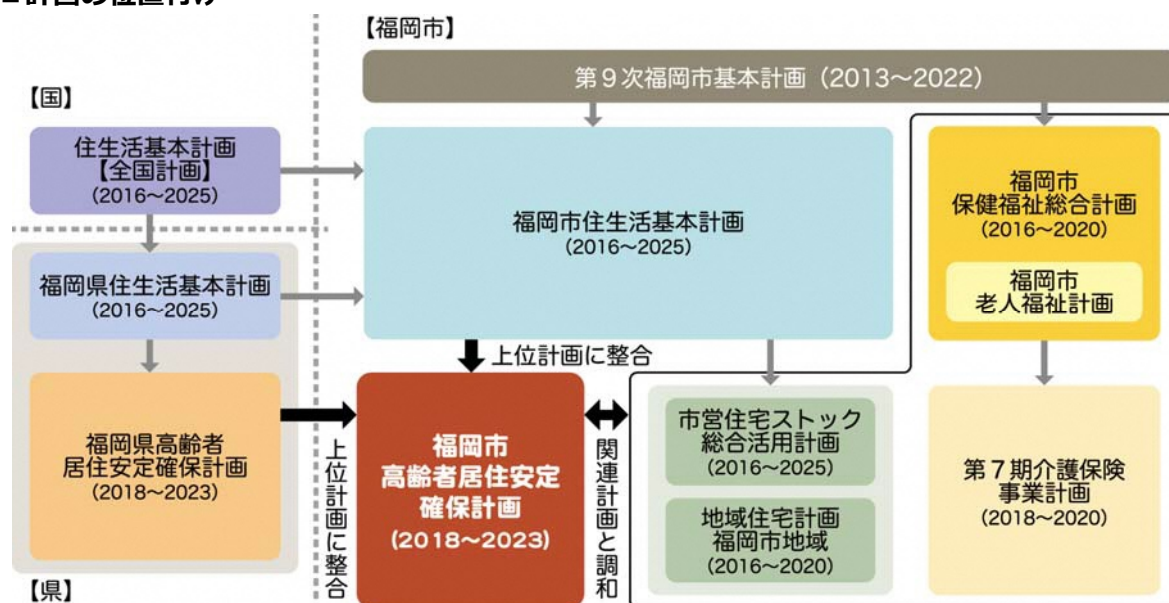
3 計画期間

2 計画の位置付け

本計画は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（2001年4月法律第26号）（通称：高齢者住まい法）」に基づく高齢者居住安定確保計画として策定します。

また、住宅施策に関する上位計画である「福岡市住生活基本計画」を踏まえ、福岡県の「福岡県高齢者居住安定確保計画」、福岡市の高齢者保健福祉施策に関する計画である「福岡市保健福祉総合計画」と連携し、福岡市の高齢者の居住の安定確保に向けた基本方針を示すものです。

■計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、「福岡県高齢者居住安定確保計画（計画期間：2018年度～2023年度）」と整合を図り、施策を講じることができるよう、2018年度から2023年度までの6年間とします。

なお、国の動向や「福岡市保健福祉総合計画」や「介護保険事業計画」の改定状況等を踏まえ、適宜見直しを行います。

■計画期間

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
		福岡県高齢者居住安定確保計画 (2018～2023)						次期計画
		福岡市高齢者居住安定確保計画 (2018～2023)						次期計画
福岡市保健福祉総合計画 (2016～2020)					次期計画			
		第7期福岡市介護保険事業計画 (2018～2020)			次期計画			次期計画